

令和5年度 第1回 福島市地域公共交通活性化協議会

日時：令和5年7月13日（木）午前10時～

会場：福島市市民会館 502号室

次 第

1 開 会

2 新任委員のご紹介

3 議 事

（1）報告事項

- ①令和4年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ②令和4年度決算報告及び会計監査報告・・・・・・・・・・・・・資料2
- ③「福島市地域公共交通利便増進実施計画」策定に係る
補助金交付申請及び業務委託契約に係る経過報告について・・・・・・・・・・・・・資料3
- ④地域で支える交通（小さな交通）支援事業について・・・・・・・・・・・・・資料4

（2）協議事項

- ①福島市地域公共交通利便増進計画の策定について・・・・・・・・・・・・・資料5
- ②地域交通「リ・デザイン」推進分科会の設置(案)について・・・・・・・・・・・・・資料6

3 その他

- ・「パークアンドライド事業」について・・・・・・・・・・・・・資料7
- ・シェアサイクルの利用状況等について・・・・・・・・・・・・・資料8
- ・「古関裕而メロディーバス事業」について・・・・・・・・・・・・・資料9
- ・「福島市公共サインガイドライン」の作成について・・・・・・・・・・・・・資料10
- ・「福島県地域公共交通計画」の策定について・・・・・・・・・・・・・資料11

4 閉 会

福島市地域公共交通活性化協議会 令和4年度事業報告

1. 協議会開催状況

【公共交通部門】

	開催日	会場	出席委員 (代理含)	主な報告・協議事項
第1回	R4.5.26	書面開催	21名	○令和2年度福島市生活交通改善事業計画 (ユニバーサルデザイン等導入事業)の事業 評価について ○令和4年度事業計画の変更及び補正予算 (案)について
第2回	R4.7.29	市民会館 第2ホール	18名	○令和3年度事業報告 ○令和3年度決算報告及び会計監査報告 ○補助金交付申請及び業務委託契約に係る経 過報告について ○福島市地域公共交通計画の策定の方 向性(案) シェアサイクルの利用状況等について ○古閑裕而メロディーバス事業について ○太陽光発電システム搭載電気自動車の実証 運行について
第3回	R4.8.29	書面開催	22名	○乗合バス路線「中野線」の道の駅ふくしま乗 入れについて
第4回	R4.10.28	市民会館 401号室	20名	○福島市地域公共交通計画について ・計画策定の経過報告 ・公共交通に関する市民アンケート結果 (速報) ・福島市地域公共交通計画骨子(案)について ○第1回バリアフリー基本構想検討分科会の 結果及びこれまでの経過について
第5回	R4.11.29	書面開催	22名	○福島市地域公共交通計画(素案の案)につい て
第6回	R4.12.14	市民会館 401号室	18名	○福島市地域公共交通計画(素案)について ○福島市地域公共交通計画(素案)の主な意見 集約結果について ○今後のスケジュールについて
第7回	R5.1.16	書面開催	22名	○令和4年度地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査事業)に係る自己評価 について
第8回	R5.2.21	福島市役所 7階 議会会議室	16名	○福島市地域公共交通計画(素案)に関するパ ブリック・コメントの結果報告について ○令和4年度 of 取組経過 ・公共交通事業者の状況について ・「パークアンドライド事業」について(実績 報告) ・「シェアサイクル事業」について(経過報告) ・「古閑裕而メロディーバス事業」について(経 過報告) ○令和5年度公共交通等事業計画(案)につい て

				・福島市地域公共交通利便増進実施計画の策定 ・モビリティ・マネジメント推進事業 ・パークアンドライド事業 ・地域で支える交通（小さな交通）推進事業 ・（仮称）福島市サインガイドラインの作成 ○令和5年度予算（案）について ○福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について
--	--	--	--	--

【バリアフリー分科会】

	開催日	会場	出席委員 (代理含)	主な報告・協議事項
第1回	R4.7.29	市民会館 第2ホール	17名	【バリアフリー分科会】 ○補助金交付申請及び業務委託契約に係る経過報告について ○福島市バリアフリー基本構想の策定の方向性（案）
第2回	R4.10.31	市民会館 401号室	15名	○バリアフリー基本構想について ・まち歩き点検の結果について ・バリアフリー基本構想骨子（案）について
第3回	R4.11.30	書面開催	21名	○福島市バリアフリー基本構想（素案）の案について ・中心市街地 ・飯坂温泉地区
第4回	R4.12.14	市民会館 501号室	15名	○福島市バリアフリー基本構想（素案）について ・中心市街地 ・飯坂温泉地区 ・意見集約結果（中心市街地） ・意見集約結果（飯坂温泉地区）
第5回	R5.1.18	書面開催	21名	○令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリアフリー化調査事業）に係る自己評価について
第6回	R5.2.14	市民会館 301号室	16名	○福島市バリアフリー基本構想の原案について ・福島市バリアフリー基本構想＜中心市街地、飯坂温泉地区＞（素案）に関するパブリック・コメントの結果について ・素案の修正点について ○福島市バリアフリー基本構想策定の振り返りについて ○（仮称）福島市公共サインガイドライン作成の考え方（案） ○今後のスケジュール（予定）

2. 実施事業状況

■「福島市地域公共交通計画策定事業」について

人口減少や少子高齢化、新しい交通需要、新型コロナの影響や自然災害など、地域公共交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、本市域における移動手段の確保と充実を図るため、『福島市地域公共交通計画』を策定した。

※計画期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度の5か年

【計画策定に係る経過】

日付	会議名等	内容
R4. 6. 14	業務委託契約	令和4年度 福島市地域公共交通計画策定調査業務委託 委託金額：4,620,000円 受注者：株式会社ケー・シー・エス福島営業所
R4. 7. 21	第1回庁内検討委員会	【報告事項】 ・「福島市地域公共交通計画」の策定方針（案）について ・福島市地域公共交通計画策定庁内委員会設置要綱について
R4. 7. 28	第1回庁内検討委員会幹事会 【書面開催】	【協議事項】 ・「福島市地域公共交通計画」策定の方向性（案）について
R4. 7. 29	令和4年度 第2回協議会	【協議事項】 ・「福島市地域公共交通計画」策定の方向性（案）について
R4. 9. 7 （発送） R4. 9. 22 （回答期限）	市民アンケート調査	令和4年7月15日時点で福島市に住所のある15歳以上の方から3000名を無作為抽出し、市外転出、死亡等を除く2978名へ発送、有効回答1288通（回収率43.3%）
R4. 10. 11	協議会分科会 （複数交通モード）	【意見交換】 ・地域公共交通の再編（幹線軸、小さな交通など） ・地域公共交通の利用促進（キャッシュレス対応、利用者への情報提供、災害・コロナ対応など）
R4. 10. 19	協議会分科会 （路線バス）	【協議事項】 ・広域バス路線再編の方向性検討など
R4. 10. 25	第2回庁内検討委員会幹事会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）の方向性について
R4. 10. 28	令和4年度 第4回協議会	【協議事項】 ・公共交通に関する市民アンケート結果概要（速報）について ・福島市地域公共交通計画骨子（案）について
R4. 11. 28	第3回庁内検討委員会幹事会 【書面開催】	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案の案）について
R4. 11. 29	第2回庁内検討委員会 【書面開催】	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案の案）について
R4. 11. 29	令和4年度 第5回協議会 【書面開催】	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案の案）について
R4. 12. 14	令和4年度 第6回協議会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）について ・今後のスケジュールについて

R4. 12. 16	第4回庁内検討委員会幹事会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
R4. 12. 20	第3回庁内検討委員会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（素案）について ・今後のスケジュールについて
R5. 1. 5～ R5. 2. 6	パブリック・コメント	2名から3件意見提出あり ※提出された意見による計画の修正等はなし
R5. 1. 16	令和4年度 第7回協議会 【書面開催】	【協議事項】 ・令和4年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）に係る自己評価について
R5. 2. 13	第5回庁内検討委員会幹事会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（原案）について ・今後のスケジュールについて
R5. 2. 21	令和4年度 第8回協議会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（原案）について ・今後のスケジュールについて
R5. 2. 22	第4回庁内検討委員会	【協議事項】 ・福島市地域公共交通計画（原案）について ・今後のスケジュールについて
R5. 3. 24	業務委託完了	完了検査を実施し合格
R5. 3. 30	公表	福島市ホームページにて公表

【参考：公共交通に関する計画の経過】

平成24年3月：

福島市公共交通活性化基本計画策定

平成28年3月：

福島市地域公共交通網形成計画策定

令和5年3月：

福島市地域公共交通計画策定



令和4年度福島市地域公共交通活性化協議会 決算報告

歳入決算額 10,910,052 円

歳出決算額 10,910,052 円

差引残額 0 円

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	予算現額	決算額	増減	内 容
1	負担金補助及び交付金		11,449,000	10,910,000	▲ 539,000	
	1	負担金	9,305,000	9,305,000	0	
		1 負担金	9,305,000	9,305,000	0	・福島市地域公共交通活性化協議会負担金 9,305,000
	2	補助金	2,144,000	1,605,000	▲ 539,000	
		1 補助金	2,144,000	1,605,000	▲ 539,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 450,000 ・福島県地域公共交通活性化事業補助金 1,155,000
3	諸収入		1,000	52	▲ 948	・預金利子
	1	雑入	1,000	52	▲ 948	
		1 雑入	1,000	52	▲ 948	
合 計			11,450,000	10,910,052	▲ 539,948	

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	予算現額	決算額	増減	内 容
1	運営費		1,139,343	1,105,783	▲ 33,560	
	1	報償費	141,072	120,000	▲ 21,072	
		1 その他報償	141,072	120,000	▲ 21,072	・協議会委員報償
	2	旅 費	243,800	243,800	0	
		1 普通旅費	0	0	0	・費用弁償へ流用
		2 費用弁償	243,800	243,800	0	・協議会委員旅費
	3	需用費	515,949	505,621	▲ 10,328	
		1 消耗品費	490,361	490,361	0	・事務用品購入
		2 印刷製本費	10,328	0	▲ 10,328	
		3 食糧費	15,260	15,260	0	・協議会等飲料水購入
	4	役務費	29,000	26,840	▲ 2,160	
		1 手数料	29,000	26,840	▲ 2,160	・振込手数料
	5	使用料及び賃借料	72,600	72,600	0	
		1 その他の使用料及び賃借料	72,600	72,600	0	・パークアンドライド駐車場整備重機レンタル
	6	原材料費	136,922	136,922	0	
		1 原材料費	136,922	136,922	0	・パークアンドライド駐車場整備砂利購入
2	事業費		10,310,657	9,804,269	▲ 506,388	
	1	委託料	9,107,357	6,446,875	▲ 2,660,482	
		1 委託料	9,107,357	6,446,875	▲ 2,660,482	・パークアンドライドチラシ・案内看板作成業務委託 ・パークアンドライド駐車場管理業務委託 ・福島市地域公共交通計画策定業務委託
	2	負担金補助及び交付金	1,000	2,155,094	2,154,094	
		1 負担金	1,000	2,155,094	2,154,094	・福島市への返納金（予算残額）
	3	工事請負費	1,202,300	1,202,300	0	
		1 工事請負費	1,202,300	1,202,300	0	・パークアンドライド駐車場施設設置工事
合 計			11,450,000	10,910,052	▲ 539,948	

監 査 報 告

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱第14条第1項の規定により、事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における福島市地域公共交通活性化協議会会計の収支決算、帳簿及び証票書類を監査した結果、適正かつ正確であると認めたのでこれを報告いたします。

令和5年7月5日

監 事 鈴 木 泰 雄



監 事 小 澤 和 枝



「福島市地域公共交通利便増進実施計画」策定に係る 補助金交付申請及び業務委託契約に係る経過報告について

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金、福島県地域公共交通活性化事業補助金の交付申請及び令和5年度福島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託の契約締結に係る経過等について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付申請について

令和5年 4月25日 国土交通大臣あてに令和5年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通利便増進事業（利便増進計画策定事業））の交付を申請

（事業費の1/2 上限500万円）

令和5年 5月11日 協議会長あてに国土交通大臣による補助金交付決定の通知
交付決定額 1,938,500円

2. 福島県地域公共交通活性化事業補助金の交付申請について

令和5年 4月14日 福島県知事あてに令和5年度福島県地域公共交通活性化事業補助金の交付を申請

（事業費の1/4 上限250万円）

令和5年 5月11日 協議会長あてに福島県知事による補助金交付決定の通知
交付決定額 1,227,461円

3. 令和5年度福島市地域公共交通利便増進実施計画策定調査業務委託の契約締結について

令和4年 4月19日 業務委託積算の参考とするため見積り依頼（下記5社）

（株）ケー・シー・エス福島営業所

セントラルコンサルタント（株）東北支社福島営業所

（株）福山コンサルタント福島営業所

八千代エンジニアリング（株）福島営業所

ランドブレイン（株）郡山事務所

令和5年 5月10日 見積り内容確認、業務委託設計書作成

令和5年 5月15日 指名業者決定（見積り依頼した5社）

令和5年 5月18日 指名案内通知の発送（FAX送信）

令和5年 5月25日 入札資料及び指名通知書の配布（交通政策課窓口）

令和5年 6月 1日 入札

株式会社ケー・シー・エス 福島営業所が落札

落札額 5,060,000円（税込）

令和5年 6月 6日 業務委託契約締結

以降、業務にかかる打合せ等を事務局と実施

地域で支える交通（小さな交通）支援事業について

1. 制度趣旨

<交通計画目標②－施策 2-1 関連事業>

公共交通空白地域等において、移動困難者の日常生活を支える持続可能な交通を確保するため、地域が主体的に住民の移動需要やニーズに応じた移動手段を計画し運行する場合、市が伴走型で支援する制度を創設。

※いずれの運行形態であっても既存の公共交通サービスとの事前調整が必須

2. 支援内容

①アドバイザー派遣

移動需要の把握から運行計画の検討・立案・運営までの各過程で議論を円滑に行うため、検討の熟度に応じて、有識者等のアドバイザーを派遣

②運行費用補助

乗合タクシー、交通空白地有償運送、ボランティア輸送等、地域が主体となって地域の需要等に応じて計画した運行事業に係る経費の一部を補助
(一部地元負担、補助上限あり)

3. 支援対象者

地域の協議会等（町内会、民生児童委員、地域包括支援センター、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、企業、利用者、運行事業者等地域の実情に合わせたメンバーで構成）

※原則、自治振興協議会単位で組織

4. 各地区の検討・実施状況

【立子山地区】

- ・公共交通事業者と調整し、一部地域でボランティア輸送を実証的に運行開始予定。

【大波地区】

- ・「大波地区小さな交通を考える会」において、想定される利用者の地図への落とし込み、運行方法等について意見交換。今後継続協議。

《参考：市の支援モデル》

支援スキーム

◎市が伴走型支援 ➤ 地域が主体となって日常生活に必要な交通を導入・維持

地域の取組モデル

市の支援

ステップ1：組織の立上げ・地域特性と需要の把握

- (1) 地域協議会等運行のための組織立上げ
- (2) 地域の生活交通確保の検討
- (3) 需要把握方法の検討・作成・実施

- (1) 地域協議会等組織立上げへの助言、協力等
- (2) 住民アンケート、個別ヒアリング等に関する助言
- (3) アドバイザーの派遣

必要性あり

必要性なし

ステップ2：事業計画作成

- (1) 運行形態の検討
- (2) 運行・資金計画作成

- (1) 事例紹介
- (2) 運行形態、運行事業者、ルート等を市民共創により検討
- (3) 事業者等関係機関との協議への協力
- (4) 地域公共交通活性化協議会での協議・報告への協力

ステップ3：実証運行

- (1) 実証運行の実施
- (2) 実証運行期間中のアンケート等の実施
- (3) 結果分析

- (1) 運行経費等に対する一定の補助（上限有）
- (2) 運行形態、運行事業者、ルート等の分析の助言、協力等
- (3) 地域公共交通活性化協議会での協議・報告への協力

本格運行へ

運行廃止

ステップ4：本格運行

- (1) 資金確保・経費負担
- (2) 市等への補助申請・運輸局への申請・啓発周知
- (3) 本格運行開始
- (4) 継続的なニーズ把握と事業改善（検証・評価・改善）

- (1) 運行経費等に対する一定の補助（上限有）
- (2) 国県補助・運輸局への申請等の支援
- (3) 利用促進策等を地域とともに推進
- (4) 継続的なニーズ把握と事業改善への助言、協力等

福島市地域公共交通利便増進実施計画の策定について

1. 地域公共交通利便増進実施計画とは

1) 制度上の位置づけについて

○昨年度に策定した福島市地域公共交通計画（2023～2027）は、公共交通に係る基本的な方針や目標、及びこれらに基づく具体施策などを定めるものであり、所謂、公共交通のマスタープランとなる「基本計画」の位置づけである。

○これに対し、「地域公共交通利便増進実施計画（以下、利便増進計画）」については、地域公共交通計画に示される施策に関する具体的な内容（経路・ダイヤ・運行本数など）を記載する「実施計画」の位置づけである。

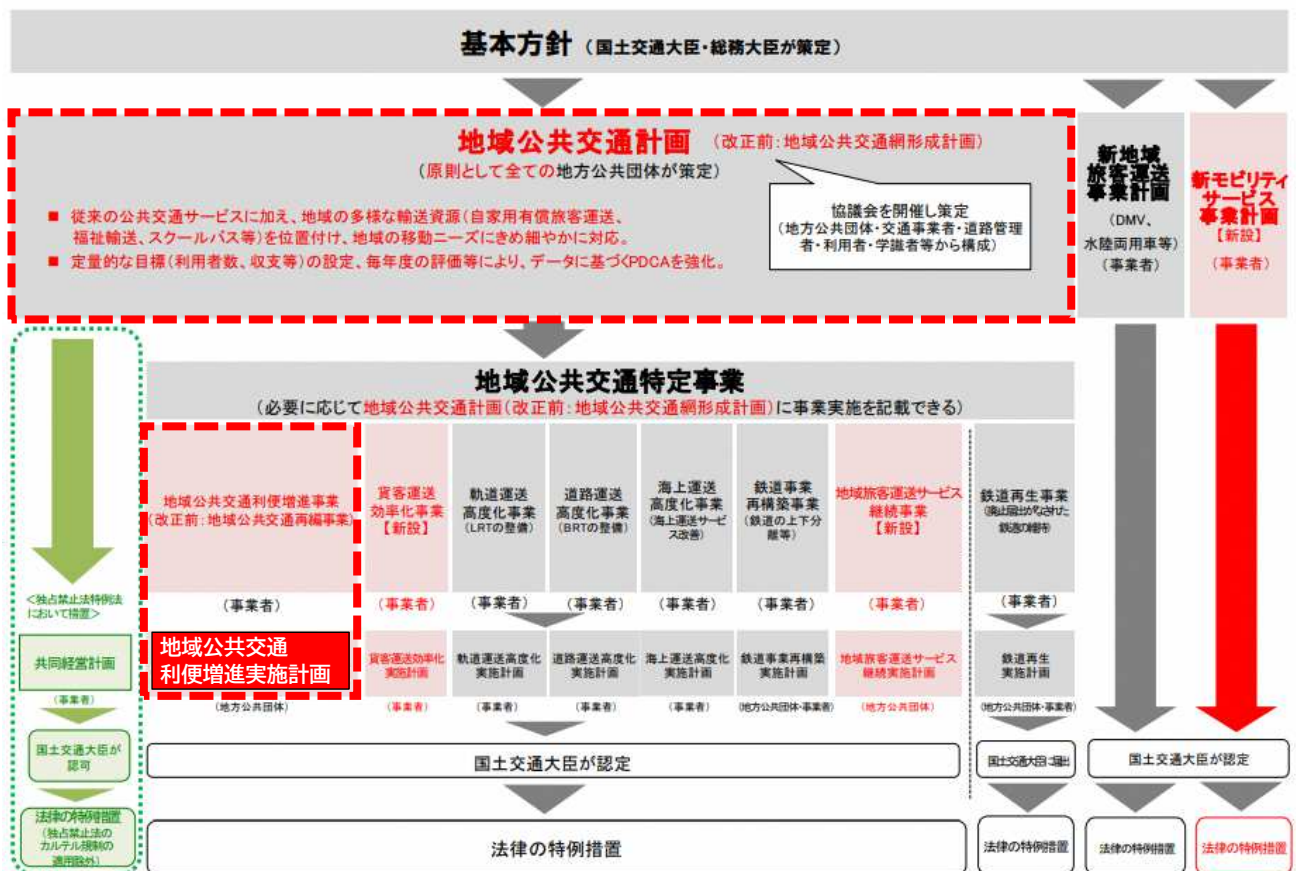


図 計画制度の体系

〔策定によるメリット〕

○利便増進実施計画は国土交通大臣の認定を受けて策定されるものであり、これにより以下のような法制度上の措置を受けることができる。

①手続きのワンストップ化

利便増進計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要が無くなる。

②サービスの持続的な提供

公共交通事業者が正当な理由なく計画に定められた事業を実施していない場合には、国土交通大臣が勧告・命令を行い、事業の確実な実施を担保する。

③計画を阻害する行為の防止（一般乗合旅客自動車運送事業のみ）

利便増進計画の維持が困難となり、かつ公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、

- ・利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車輸送事業の許認可が制限される。
- ・利便増進事業の実施区域では、一般乗合旅客自動車輸送事業の実施方法の変更を命じることができる。
- ・道路運送法による乗合バスの新規参入等に係る通知を受けた地方公共団体は、当該新規参入等により想定される利便増進計画のへの影響について、定量的に明らかにしたうえで、法定協議会における議論を踏まえ、国に意見を提出することができる。

④国庫補助事業等への特例適用

利便増進実施計画の認定路線になることにより、以下の優遇措置が適用される。

・地域間幹線系統補助の要件緩和

輸送量要件の緩和（１日当りの輸送量を１５人～１５０人⇒３人～１５０人に緩和）

競合カットの適用除外

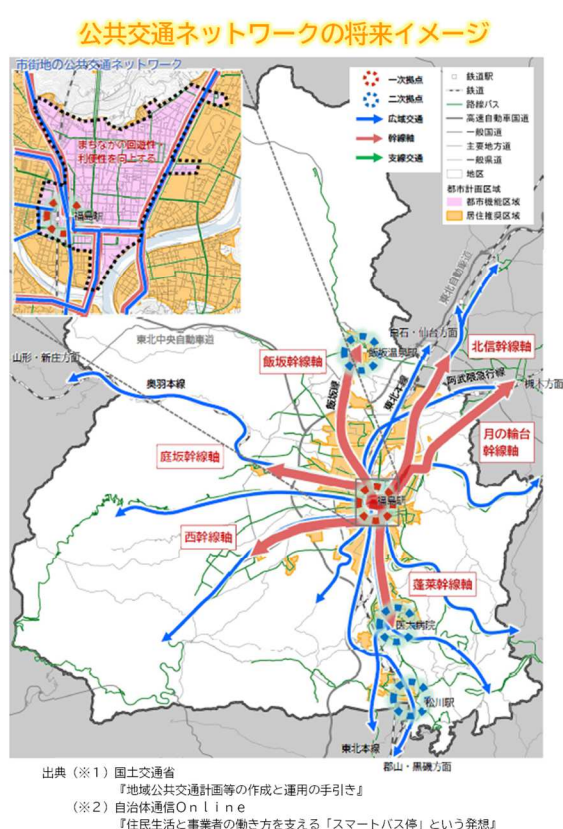
密度カットの適用除外

・地域内フィーダー系統補助の要件緩和

フィーダー補助対象事業の特例を受ける場合、中核市もフィーダー補助の対象となる。

2. 利便増進計画策定の目的

- 本市では、前計画である福島市地域公共交通網形成計画（2016～2023）に基づき、公共交通ネットワークに係る取組や、利用促進、環境整備などの各種施策を展開してきており、一定の効果を上げてきているものの、幹線軸の再編など実施できない施策もあった。
- 人口減少の加速や今般のコロナ禍による公共交通の利用者減少など、地域公共交通を取り巻く社会情勢が厳しく課題が山積する状況にあり、公共交通のDX、GXなど新しい施策を進めていくことも必要となるが、そのためには基盤となる既存の公共交通ネットワークを改善しながらしっかり維持していくことが必要となる。
- 昨年度策定した地域公共交通計画に基づき、今後も更なる取組の推進を図る上では、より具体的な実行計画に基づき着実に進める必要があるほか、各種メリットの享受を受けながら持続性を高めることも必要である。
- 広域路線についてこれらの取組を進めるためには、本年度に福島県が策定する「福島県地域公共交通計画」と連携することが重要である。
- 以上の背景を踏まえて、福島市地域公共交通利便増進計画を策定するものである。



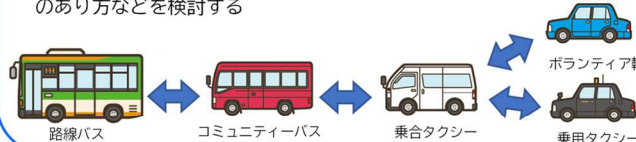
広域交通・幹線軸の利便性向上と効率化

- ・高頻度運行、等間隔運行、パターンダイヤの導入などを検討し、利便性の向上を図る。
- ・乗車密度の低い路線を中心に、車両のダウンサイジング、デマンド交通等への転換などを検討し、運行の効率化を図る。



公共交通不便地域へフィーダー系統を導入

- ・公共交通不便地域を明確にし、幹線軸に接続するフィーダー系統を導入する地域を検討する。
- ・市民共創による持続可能な移動手段とするため、デマンドタクシーやボランティア輸送など地域の実情に合った輸送手段の導入スキームや運営支援のあり方などを検討する



利用者が分かりやすい情報提供方法の検討

- ・福島駅などの主要拠点において、運行状況や行き先などの情報を利用者にわかりやすく提供する方法を検討する。



図 本市の公共交通ネットワークの将来イメージ、及び利便増進事業に関連する施策一覧

3. 利便増進計画の概要等

1) 計画の概要

○計画の期間・対象区域などの基本的な概要については下表のとおりである。

表 計画の概要

項目	概要
計画の期間	2024 年度～2027 年度 ※1
計画の対象区域	福島市全域 ※基本計画となる地域公共交通計画の対象区域に合わせる必要あり
計画の対象モード	路線バス、乗合タクシー、タクシー、鉄道、その他

※1：計画期間について

○利便増進計画の計画期間、すなわち利便増進事業を実施する期間（＝特例適用となる期間）については、地域公共交通計画の計画期間内に含まれる必要があるため、地域公共交通計画に記載した計画期間を改定する必要がある。

2) 計画の内容

○利便増進計画について最低限記載が必要となる事項は、以下のとおりである。

【記載する事項】

- ① 実施区域
- ② 事業の内容・実施主体
- ③ 地方公共団体による支援の内容
- ④ 実施予定期間
- ⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ⑥ 事業の効果
- ⑦ 地域公共交通計画に利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- ⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
- ⑨ その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

図 利便増進計画の記載項目（法 § 27 の 16②、施行規則 § 36 の 13）

3) 計画を策定する上での留意点 ※重要

○計画策定にあたり特に留意すべき点について記載する。

①地域公共交通計画への記載が必要

○利便増進事業として計画に位置付けるものについては、地域公共交通計画のなかに実施のエリアや事業概要など、関連する事項を記載しておく必要がある。

○仮に、利便増進計画の検討を進める中で、地域公共交通計画に記載されていない（読み取ることができない）事業を実施する場合には、地域公共交通計画の見直し・改定が必要となる。

②複数のバス事業者との協議する上での留意点

○検討にあたり、複数の事業者間の路線・ダイヤ・運賃などの調整が必要になる場合、独占禁止法の規定に抵触しないように留意する必要がある。

○複数のバス事業者との協議が必要となる場合、地方公共団体（今回の場合は福島市）が個々の事業者との間で個別に協議を行う必要がある。

○このため、協議会など複数の交通事業者が出席する会議においては、計画の協議・承認を行うものではなく、計画に対する「意見」を集めるものとなり、協議会としての役割がこれまでと異なる点に留意が必要である。

③関係者の同意が必要

○利便増進計画を定めようとするときは、あらかじめ「利便増進事業を実施しようとする者」と「利便増進事業に関係すると地方公共団体が認める者」の同意を得る必要がある。（同意書への署名などによる）

○ここでの「利便増進事業を実施しようとする者」は運行主体である交通事業者や、福島市などが該当し、「利便増進事業に関係すると地方公共団体が認める者」については、事業の実施するエリアにおいて旅客運送事業を営む事業者（鉄道、バス、タクシーなど）が該当する。

④段階的な利便増進事業の実施が可能

○今年度のなかで、最終的な協議が調わない場合や、次年度以降の状況を踏まえて具体的な運行計画を検討・設定する場合などは、調整が整い次第、段階的に実施する旨を計画に記載することで、次年度以降の変更認定の申請を行い、実施が可能である。

※当初認定の段階で概要などは記載しておく必要がある。

○今年度の検討スケジュールは下表のとおりである。

-16-

地域交通「リ・デザイン」推進分科会の設置（案）について

1. 設置趣旨

国においては、交通政策審議会での議論を踏まえ、「地域鉄道の再構築」「交通 DX」「交通 GX」「官民・事業者間・他分野の3つの共創」により、公共交通の再構築（リ・デザイン ※注）を目指すため、各種制度創設などの取組と支援策が示された。

こうした国の動向を踏まえ、本年3月に策定した市地域公共交通計画に基づく施策実施にあたり、本協議会の機動的活用により、関係者間の連携を促進し協議を円滑に進めるため、分科会を設置するもの。

（※注：「リ・デザイン」とは、地域の関係者間の共創を促進することにより、地域公共交通の利便性・持続可能性・生産性を向上する取組を指す。）

2. 想定される協議・検討内容

(1)交通政策のさらなる強化（施策 1-1, 1-2, 2-1, 4-2, 5-2, 6-1, 6-2）

- ・ 地域ニーズや実情を踏まえた公共交通ネットワーク再構築
- ・ 新たな国の補助制度も含めた国の支援策の積極的活用検討
- ・ 地域公共交通利便増進実施計画作成における関係者意見聴取

(2)地域経営における連携強化（施策 1-2, 2-2, 3-1, 3-2, 4-1, 5-1, 6-3, 7-1）

- ・ 交通結節点の機能強化
- ・ 都市機能や居住誘導、他分野、他自治体との連携強化
- ・ 担い手不足解消に資する交通モード間合同の人材確保策検討
- ・ モビリティマネジメント等活用による公共交通利用促進

(3)DX・GXによる高付加価値化（施策 1-2, 1-3, 4-1, 7-2）

- ・ 地域課題解決や公共利便性向上、経営力強化のための DX・GX の推進
- ・ 関係者間におけるデータの共有と有効活用

3. 構成員

協議、検討内容に合わせて構成委員を変更。※参集範囲は会長一任。

4. 今後の主な予定と協議事項（案）

令和5年7月以降、年度内複数回開催

- ・ 吉田樹会長から地域交通「リ・デザイン」に関する講演等
- ・ DX・GX 推進施策の個別研究
- ・ 地域公共交通利便増進実施計画作成における関係者意見聴取 他

第5章 公共交通体系を実現させるための施策

本計画の目標達成に向けて、令和9年度までの5か年で実施する施策を体系づけて整理します。
各取組内容については、福島市が主体となり、各実施主体と連携を図りながら進めることとします。

表 施策・事業の一覧

基本方針	目標	施策	地域公共交通 利便増進事業	該当する階層						実施主体					重点 施策	実施スケジュール				
				交通拠点	広域交通	幹線軸	支線交通	都市機能 区域交通	居住推奨 区域交通	行政	鉄道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	住民		R5	R6	R7	R8	R9
基本方針1 誰もが利用しやすい、地域の暮らしを支える公共交通の構築	目標1 利用者にとってわかりやすく、利便性の高い公共交通サービスを維持・向上します	施策1-1 高頻度運行や等間隔運行・パターンダイヤの導入など利便性の高いサービスの提供	●		●	●				●		●			★	検討 協議	実 施		改善 評価検証	
		施策1-2 わかりやすい情報案内や交通拠点の機能向上等による利用・乗換の円滑化	●	●				●	●	●	●	●					検討	順次実施		
		施策1-3 公共交通のDXの推進による利便性向上			●	●	●	●	●	●	●	●			★	協議	実 施		改善・実施 評価検証	
	目標2 多様な主体の連携により、地域の特性にあった移動手段を確保します	施策2-1 市民共創による地域で支える交通を導入	●				●			●		●	●	●	★	検討	実 施		改善・実施 評価検証	
		施策2-2 医療・福祉、教育など他分野サービスとの連携					●			●		●	●			検討・協議				
基本方針2 都市の交流・活力・魅力向上に資する公共交通の構築	目標3 目指す将来のまちづくりに資する公共交通ネットワークを形成します	施策3-1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに資する交通サービスの向上	●	●	●		●	●	●	●	●	●			★	検討 協議	実 施		改善 評価検証	
		施策3-2 ふくしま田園中枢都市圏の公共交通の維持・活性化	●		●					●	●	●				検討	順次実施			
	目標4 観光、出張、移住者等市外からの来訪者の移動を支える公共交通ネットワークを形成します	施策4-1 観光施策等と連携した公共交通の確保とわかりやすい情報提供		●	●	●		●		●	●	●				順 次 実 施				
		施策4-2 広域バス路線の利便性向上	●		●					●		●			★	検討	協議	実 施		改善 評価検証
	目標5 移動自体が目的となるようなワクワク感のある公共交通サービスを提供します	施策5-1 にぎわい創出と歩きたくなるまちなか形成への貢献						●		●		●	●			継 続 実 施				
		施策5-2 公共交通が移動手段として選ばれる仕組みづくり			●	●	●	●	●	●	●	●				継 続 実 施				
	基本方針3 安全安心で持続可能な公共交通の構築	目標6 高齢者、障がい者をはじめ誰もが安全安心に利用できる環境を構築します	施策6-1 交通施設や車両等のバリアフリー化と安全対策の推進			●	●	●	●	●	●	●	●				継 続 実 施			
施策6-2 免許返納後も安心して利用できる交通環境の推進					●	●	●	●	●	●	●	●				継 続 実 施				
施策6-3 災害に強い輸送体制の構築					●	●	●	●	●	●	●	●				継 続 実 施				
目標7 環境に優しく、持続可能な公共交通を実現します		施策7-1 運行の再編や車両のダウンサイズ化などによる運行効率化	●				●	●	●	●	●	●				検討	協議	順次実施		
		施策7-2 ゼロカーボンシティの実現に向けた環境負荷の軽減			●	●	●	●	●	●	●	●				継 続 実 施				

18

地域公共交通の「リ・デザイン」とは

ローカル鉄道の再構築

鉄道の維持・高度化

- ・設備整備・不要設備撤去
- ・外部資源を活用した駅の活性化
- ・GX・DX対応車両等への転換
- ・事業構造の見直し



軌道の強化（高速化）



駅舎の新改築・移設

バス等への転換

- ・BRT・バスへの転換
- ・GX・DX対応車両等への転換



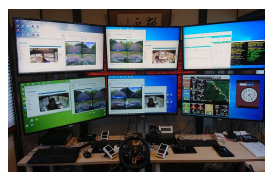
BRT・バス等への転換

交通DX

自動運転



自動運転バス



遠隔監視室

MaaS・AIオンデマンド交通



3つの「共創」

官民の共創

- ・エリア一括運行事業
- ・バスの上下分離 等

交通事業者間の共創

- ・独禁法特例法を活用した共同経営
- ・モードの垣根を越えたサービス 等

他分野を含めた共創

- ・地域経営における住宅・教育・農業・医療・介護・エネルギー等との事業連携



住宅×交通



教育×交通



農業×交通



医療×交通



介護×交通



エネルギー×交通

交通GX

GX対応車両への転換



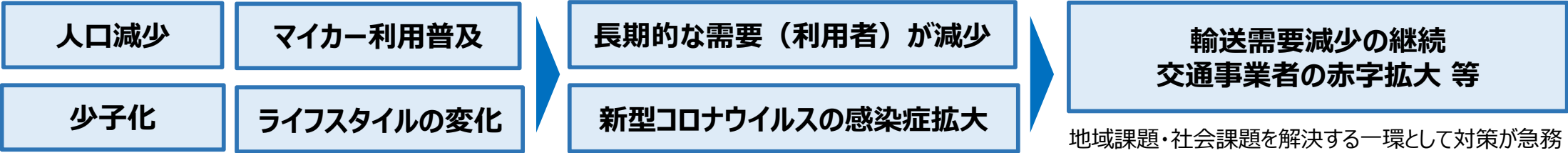
交通のコスト削減・地域のCN化



これまでの交通政策の変遷

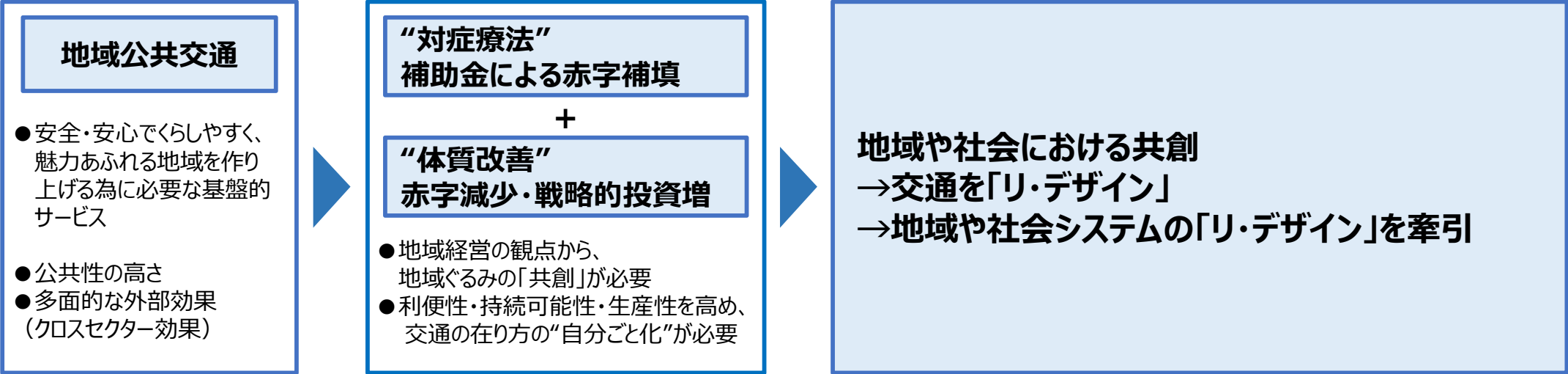
戦後	◆ 増大する需要に対応した 交通サービスの安定供給 を確保 ◆ 交通事業者の独占と内部補助
1980年代～	◆ 競争を通じた 効率的・多様な交通サービス の提供を促進 ◆ 国鉄などの国有企業の民営化と需給調整規制の廃止等
2007年	【地域交通法制定】 市町村による 協議会・計画 制度を創設 計画に盛り込むことができる各種事業を創設
2013年	【交通政策基本法の制定】 基本理念、関係者の責務、交通政策基本計画、国・地方公共団体の施策等について規定
2014年	【地域交通法改正】 都道府県による協議会・計画が可能に 計画制度にまちづくりとの連携を位置づけ・ネットワークの面的な再編に関する事業を創設
2020年	【地域交通法改正】 計画の作成を 自治体の努力義務 に 交通資源を総動員（自家用有償運送等）・競争から協調へ（※独禁法特例法も制定）

地域公共交通の現状



対応の方向性

＜基本的考え方＞



＜各論＞

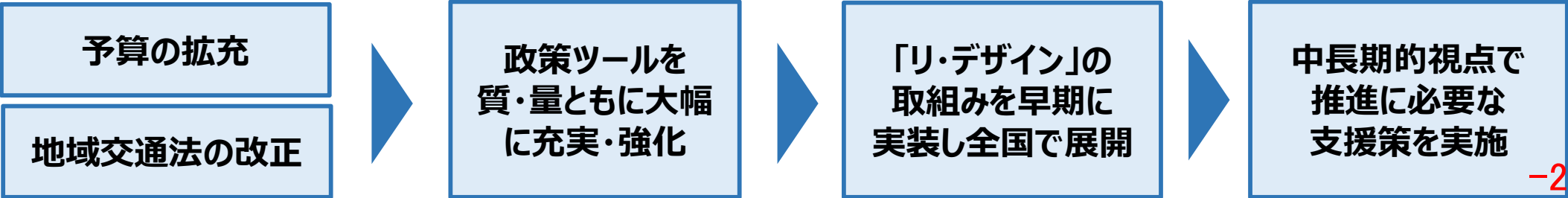
- ① 交通政策のさらなる強化**

 - インフラ投資も含めた複数の支援制度の効果的運用
 - 地域における合意形成のための国の関与の強化
 - エリア一括協定運行の支援（鉄道・バス）
- ② 地域経営における連携強化**

 - 交通結節点周辺への生活関連施設の集積
 - コーディネート人材やスタートアップ企業への支援
 - 様々な関係者との共創による地域内経済循環
- ③ 新技術による高付加価値化**

 - DX・GXによる利便性向上・経営力強化
 - 新技術と地域課題の適合による課題解決
 - 新技術導入のための仕組みづくり

＜政府の対応＞



さらなる課題

＜速やかに取り組むべき課題＞

- 交通空白の解消に向けた改善策 → タクシーやデマンド交通等による移動手段の確保に向けた制度・運用改善の検討
- 交通データの収集と利活用 → 行政や地域の多様な関係者間でのデータ共有の推進等
- 地域活性化の様々な政策との連携 → まちづくり・地域づくり、地域生活圏（国土形成計画関係）、デジ田構想の視点
- 人材の育成と確保 → バス・タクシーのドライバー、行政職員、外部コーディネート人材等の育成支援

＜中長期的な視点で取り組むべき課題＞

- 地域の公共サービスとの一体的運営 → エネルギーの地産地消の観点を含め、公共交通が地域内経済循環を生み出す方向を検討
- 公共交通の位置づけ → ナショナルミニマムの観点から、クロスセクター効果も踏まえ、日本全国で提供されるべきサービス水準等を検討
- 安定的財源の確保 → 中長期的に「り・デザイン」を着実に実装するための安定的な財源について検討（公共交通全体の利用者、公共交通利用者以外の負担等の妥当性が検討課題）

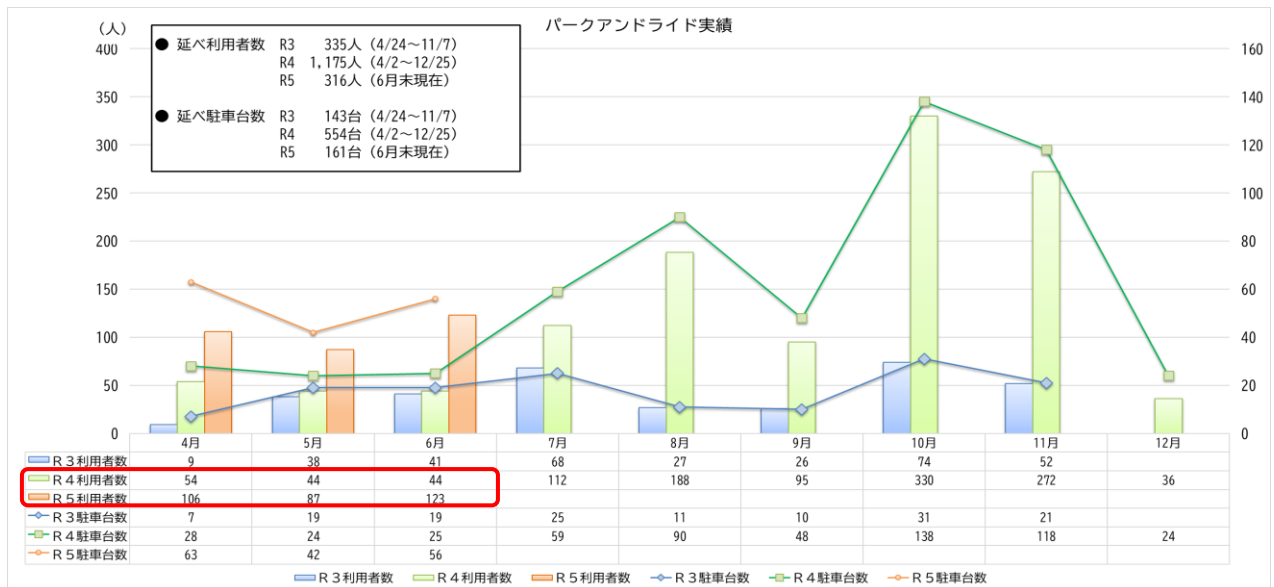
「パークアンドライド事業」について

【実施概要】

1. 実施期間 令和5年12月3日まで ※土日祝日のみ
2. 実施場所 福島市役所本庁舎 北側駐車場
3. 利用時間 午前8時30分から午後6時まで ※受付終了：午後2時30分
4. 駐車台数 40台程度
5. 利用料金 100円/人（大人：12歳以上）
50円/人（子供：6歳から12歳未満）
6. 利用者特典 市内循環ももりんバス（1コース・2コース）が利用できる
1日フリー乗車券
7. 利用促進 店舗等と提携したサービス提供を検討

【令和5年度実施状況（4～6月）】

- ・延べ利用者数：316人（大人206人、子供110人）。前年度比で2.2倍。
- ・平均利用者数/回：10人（5組）/回
- ・最多利用人数/日：66人（26組）/回。6月25日（街なかちびっこフレンドパーク）
うち約半数（32人）が子供と、多くの家族連れが来訪。



1. シェアサイクル利用状況



福島市
FUKUSHIMA CITY

資料 8

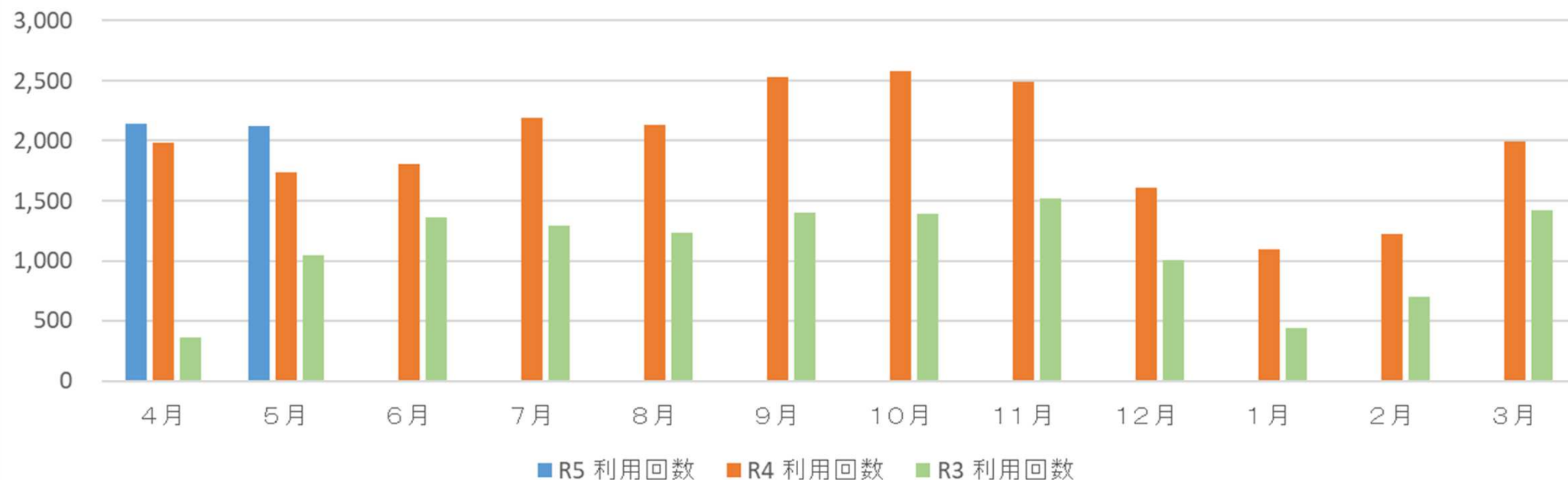
利用回数は、令和3年度が13,210回、令和4年度には23,386回と**177%増**、令和5年度でも前年同月と比べ利用数増となっております。

今後の自転車増台・ポート増設後の利用状況を調査・分析し、更なるサービス向上に取り組んでまいります。

○年度別・月別利用状況

	4月※1	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
R5年度	2,141	2,116											4,257
R4年度	1,982	1,741	1,804	2,193	2,131	2,529	2,580	2,492	1,611	1,101	1,229	1,993	23,386
R3年度	365	1,049	1,362	1,294	1,238	1,402	1,396	1,524	1,012	443	706	1,419	13,210

R5・R4・R3年度 シェアサイクル利用状況



2. 令和5年度シェアサイクルサービス向上について

前回ご報告の自転車増台・ポート増設を近日実施予定。

また、4月より自転車へのドレスガード広告掲載をスタートし、現時点で3社(計15台分)の広告を掲載中。

1 自転車の増台【7月～8月予定】

- ・新たに20台の自転車を増台。全70台へ。

2 サイクルポート設置箇所の増設【7月～8月予定】

- ・3月より開設した東口南ポートに加え、ポート2か所程度を増設予定。

3 ドレスガード広告掲載【令和5年4月1日より実施】

- ・“まちなかを走る広告塔”として運用を開始し、現在(日本郵便株式会社 様・福島県施設管理株式会社 様 JAふくしま未来 様)の3社様の広告を掲載しています。



○花見山臨時ポート利用状況

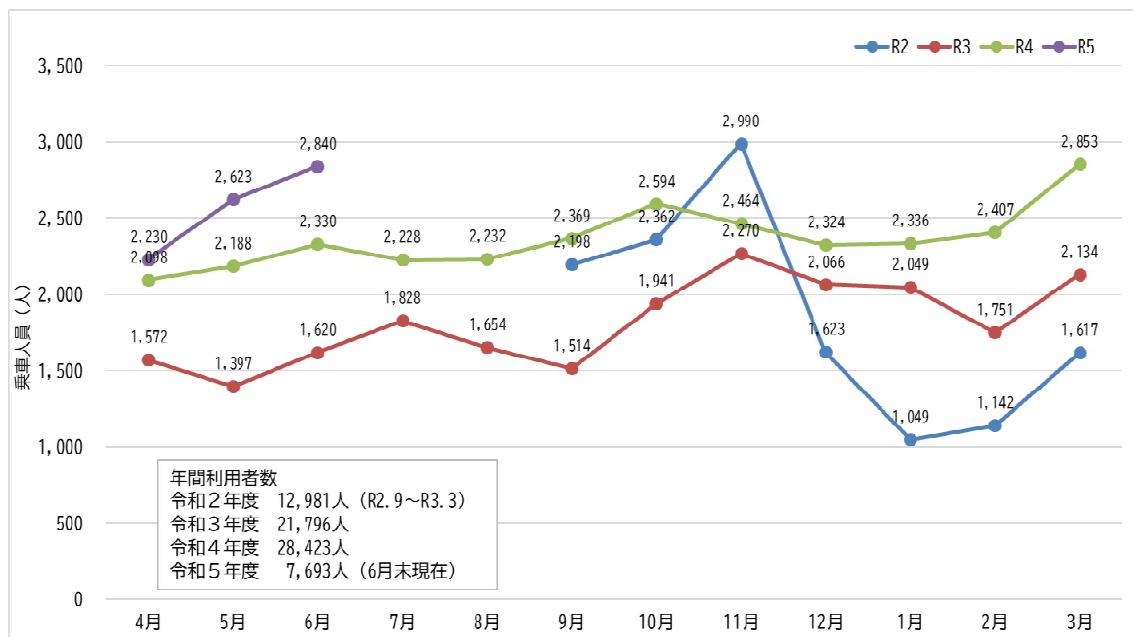
- ・利用期間 : 令和5年3月25日(土)～4月16日(日)まで
- ・利用回数 : 合計利用回数・86回【3月:30回(7日間)・4月:56回(16日間)】



「古関裕而メロディーバス事業」について

- ・令和4年度の利用者数 28,423 人のうち、ＩＣカード利用者が 17,627 人、現金利用者が 10,796 人となっており、市外からの観光客より、日常的に利用している市民が多い状況と考えられる。
- ・コロナ禍で中止していたイベント等の再開により、メロディーバスの参加要請も増えている。今年度は5月に「福島市小学校鼓笛パレード」「ふくしまシティーハーフマラソン」に先導車として参加。9月には福島県バス協会主催の「福島バスまつり」、10月には福島市公設地方卸売市場協会主催の「市場まつり」にも参加予定。今後も公共交通の普及促進のためイベント等に積極的に参加していきたい。
- ・メロディーバス運行経路は、大部分が他路線と重複しているため、メロディーバスの利用者増加による他路線の影響について検証が必要。停留所別乗降者数などのデータ分析を進めていきたい。

【参考：利用者数集計】



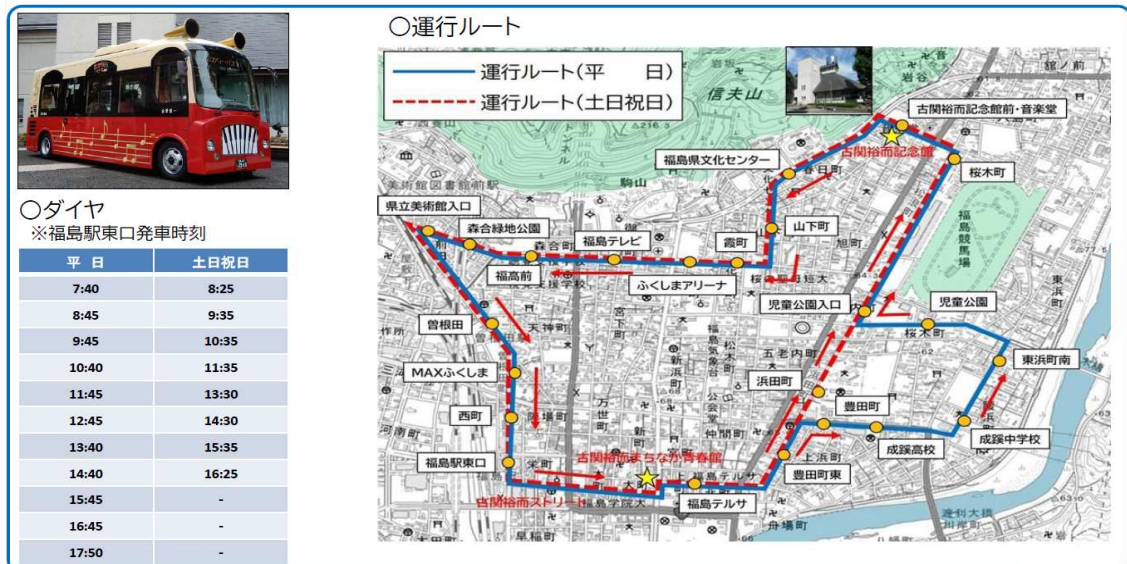
【福島市小学校鼓笛パレード】



【ふくしまシティーハーフマラソン】



【参考：運行概要】



福島市公共サインガイドラインの作成について

1. 趣 旨

令和4年度にバリアフリー基本構想策定の際に実施した、まち歩き点検において、サインの統一がなされておらず分かりづらいという意見がありました。

現在、福島市内では主要駅の周辺をはじめ、周辺案内図や主要施設までの案内誘導サイン、路上喫煙や駐輪禁止の規制サイン等、さまざまな公共サインが設置されておりますが、それらの表示内容や表記方法、サインの規格や形状が統一されておらず、また案内誘導サインが連続的に設置されていないといった課題があります。

このような状況を踏まえ、バリアフリー基本構想に「その他の事業」として位置づけました。デザイン統一の考え方、表示に関するルール(設置管理者の明記も含めて)を定め、「分かりやすく効率的なサインの配置」を目的とし、公共サインガイドラインを作成いたします。

2. 作成にあたる組織

福島市地域公共交通活性化協議会バリアフリー基本構想検討分科会 委員21名

3. 適用対象のサイン(案)

本ガイドラインは、福島市が設置する公共サインを適用対象と考えます。具体的な適用対象は、別紙のような案内サイン、誘導サイン、位置(名称)サイン、説明サイン、広報サイン、規制サインを考えております。

4. 適用のタイミング(案)

既に設置されているサインの即時の再整備や改修を義務付けるものではなく、老朽化等による更新のタイミングで基準を適用するものと考えております。

5. 適用対象外のサイン(案)

- ① 道路標識令に基づき設置されるものや、車両(運転者)に向けて設置されるもの
- ② その他法令等に基づき設置されるもの

6. 年間スケジュール(予定)

令和5年7月下旬～	庁内会議 ※関係部局により必要に応じ随時開催
8月下旬～	地域公共交通活性化協議会 分科会(外部委員)
9月下旬	まち歩き点検
12月	素案決定
令和6年1月	パブリックコメント
3月	公共サインガイドライン公表

福島市既設公共サインの課題

- デザインが統一されていない
 - ・筐体のデザインに統一性がない
 - ・表記やピクトグラム等を含む情報内容に統一性がない



同じ情報で表記内容（ピクトグラム）が異なるものが混在している

施設名看板が色々ある

- 景観と調和していない
 - ・サインが多くありすぎる
 - ・周辺の景観に対してサインが目立ちすぎている
 - ・色彩が景観と調和していない



筐体がステンレス無塗装で景観と調和がとれていない



筐体がステンレス無塗装で隣の案内板との調和がとれていない



禁止事項のサインが多くある

- 情報が分かりにくい
 - ・情報が詰め込まれている
 - ・情報が不足している
 - ・情報にメリハリがない（ピクトグラムが使用されていない）



樹木で表記の一部が隠れている



文字が小さく読みにくい



文字のみ



案内誘導に関するサイン（イメージ）

- ・アクセントカラーを一部取り入れその地域の統一性を出すのはいかがでしょうか.....



案内サイン



誘導サイン



誘導サイン(矢羽型)



位置(名称)サイン

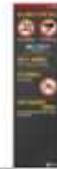
施設利用に関するサイン（イメージ）



説明サイン



規制サイン（禁止事項）



広告サイン(掲示板)



福島市役所

福島県地域公共交通計画 活性化協議会・地域部会資料

1. 福島県地域公共交通計画の策定

(1) 背景・概要

- 令和2年11月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正され、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたため、**全県版の地域公共交通計画を策定（令和5年度）**
- 県計画策定には法定協議会での協議が必要なため、県が事務局となり、**「福島県地域公共交通活性化協議会」を設置（令和5年3月）**し、計画策定を推進

様々な関係者がそれぞれの立場（役割）から、地域公共交通計画をより良くするためのアイディアを出し合う

地域公共交通計画のポイント

- ▶ 輸送資源の総動員：効率的・持続可能な運行形態や交通機関の活用を幅広く検討・実施
⇒ バス、タクシー、鉄道等の地域公共交通事業者の参画、**県内全ての市町村の参画**
- ▶ 広域連携：都道府県と市町村が連携し、広域の移動にも対応した計画
⇒ 「会津圏域地域公共交通網形成計画」及び「避難地域広域公共交通網形成計画」等と整合性を図った上で、計画の対象区域は**福島県全域**とする。
- ▶ 定量的な目標設定、実施状況の評価の明確化：逐次モニタリングし、評価に基づく事業の充実・見直し
- ▶ 計画の期間：**令和6（2024）年度～令和10（2028）年度の5年間**
- ▶ 新たな技術やサービスの活用：訪日外国人や移動二ーズの多様化への対応

1. 福島県地域公共交通計画の策定

- ▶ 地域公共交通計画と乗合バス等補助の連動化：**R6事業年度（R5.10.1～R6.9.30）まで**
は経過措置期間（注：計画に位置付け＝必ず補助の対象となるとは限らない）

(2) 福島県の公共交通の課題

- 時代の変化と共に変化する**県民の移動ニーズ**への対応（ネットワーク構築）が必要
- 地域間や複数のモードを使用する際の移動が**連携していない・情報共有（横展開）が弱い**
- データとファクトの蓄積ができておらず、**施策に反映されない** 等

課題対応のポイント

- ▶ 様々な交通モードの課題を相互に情報共有するため、正確なデータ収集
- ▶ 広域移動する際の移動の利便性・サービス向上・負担軽減
⇒ 県事業である「生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業」（R4年度～R5年度に明許繰越）などを契機とした地域公共交通のDX化の推進
- ▶ 全県下での**広域的な取組や、課題対応に向けた協議・連携**する場の創出 等
⇒ 関係者間で課題認識を共有し、「自分ごと」として捉えていくことが重要

2. 地域公共交通計画とは

- 地域公共交通計画を策定する意義（国「地域公共交通計画等の作成の手引き」抜粋）

- ▶ 計画策定のメリット

- ① 「この地域では〇〇の考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文、地域公共交通政策の「**憲法**」

- ② まちづくり・観光施策との連携強化

- ③ 関係者間の連携強化

- ④ 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

- ⑤ 公共交通施策の継続性

- ▶ 計画策定と乗合バス等の運行補助の連動化

- ⑥ 国では、真に公的負担により確保・維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、**計画策定と補助制度を連動化（補助要件化）**

- ▶ 地域公共交通特定事業の活用

- ⑦ 地域間幹線系統を対象とした利便増進計画など様々な特定事業のぶら下げが可能

2. 地域公共交通計画とは

〔参考〕県内の地域公共交通計画（旧網形成計画）の策定状況

- 県と市町村が共同で策定している広域の地域公共交通網形成計画

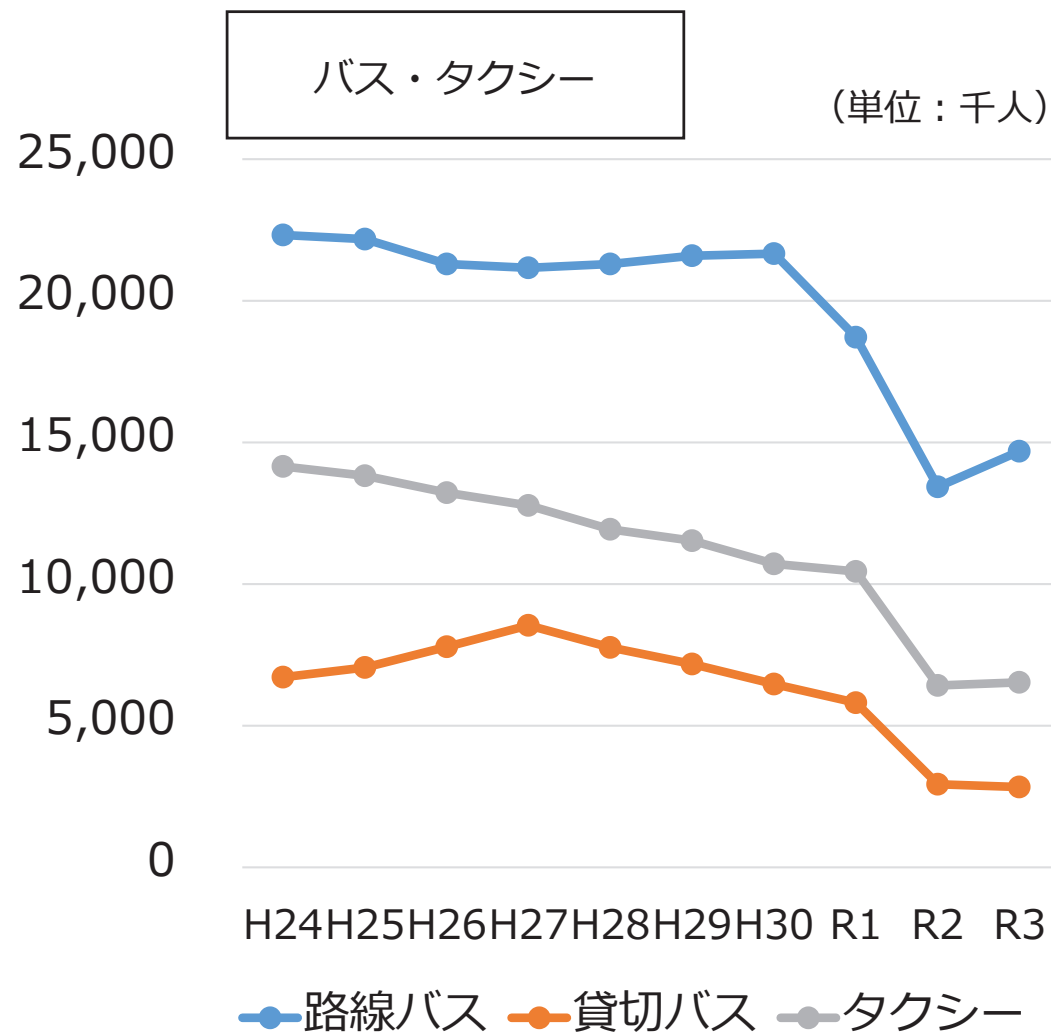


- 市町村が単独で策定している地域公共交通計画（旧網形成計画）

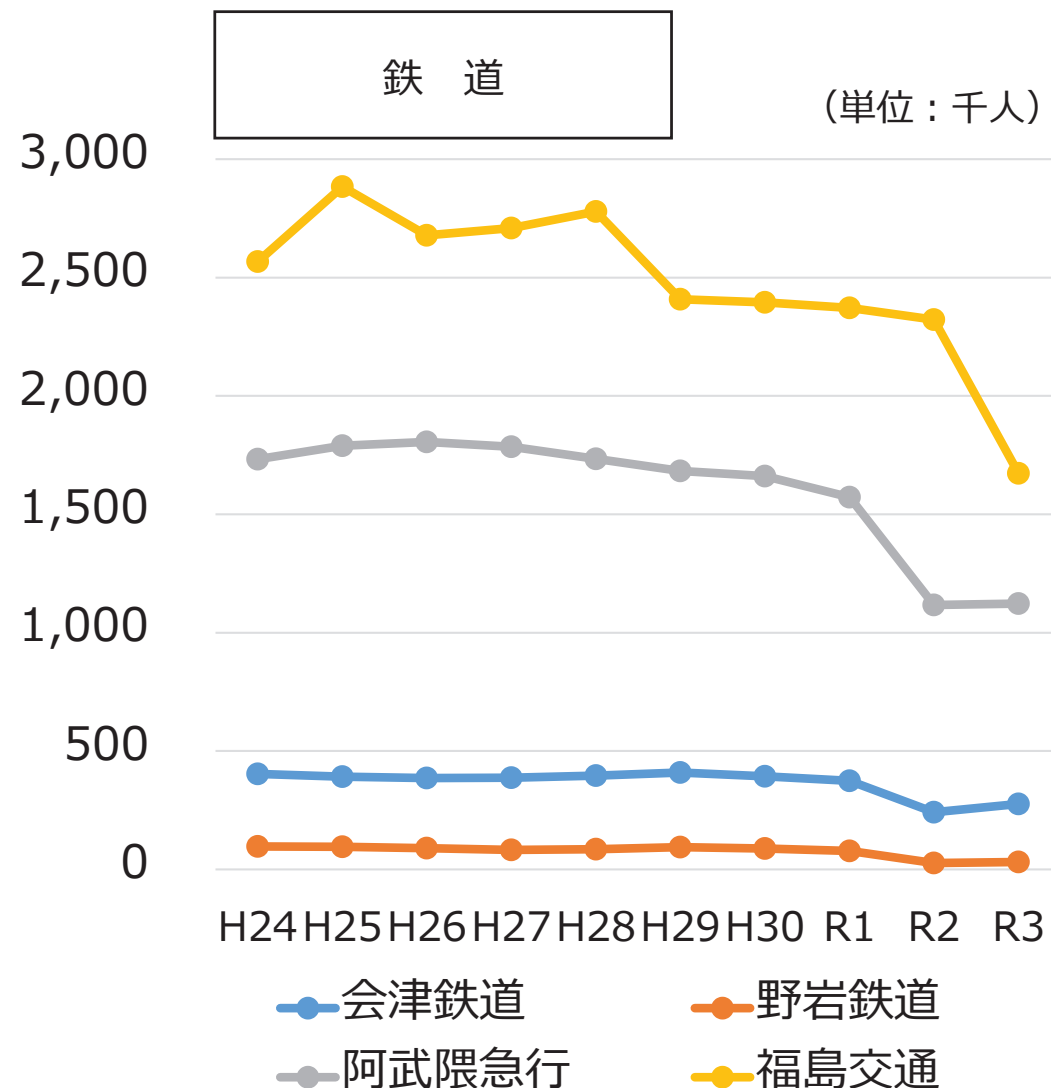


3. 福島県の公共交通の状況

(1) 公共交通の輸送人員



(出典：福島県統計年鑑、東北運輸局運輸要覧)



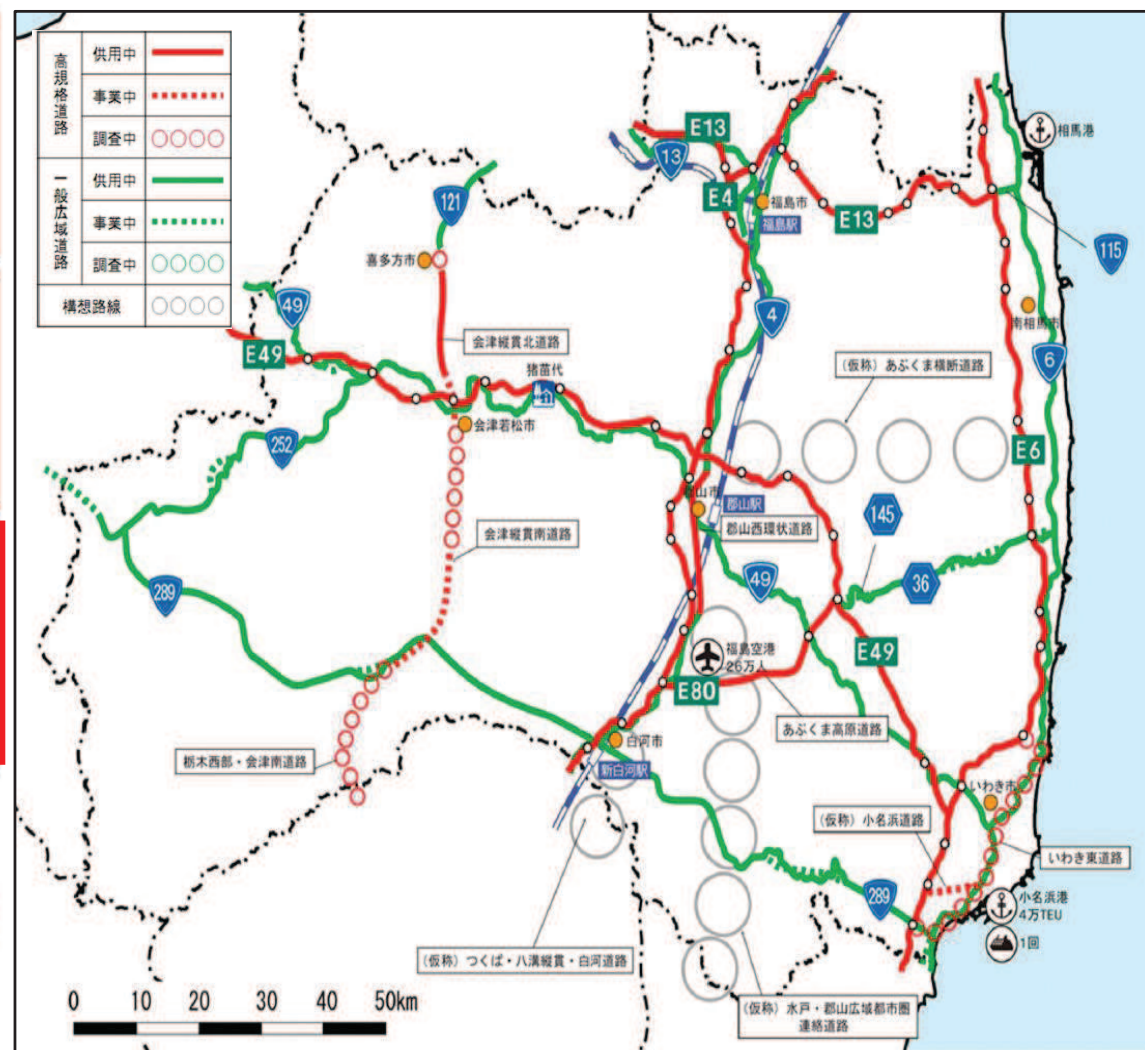
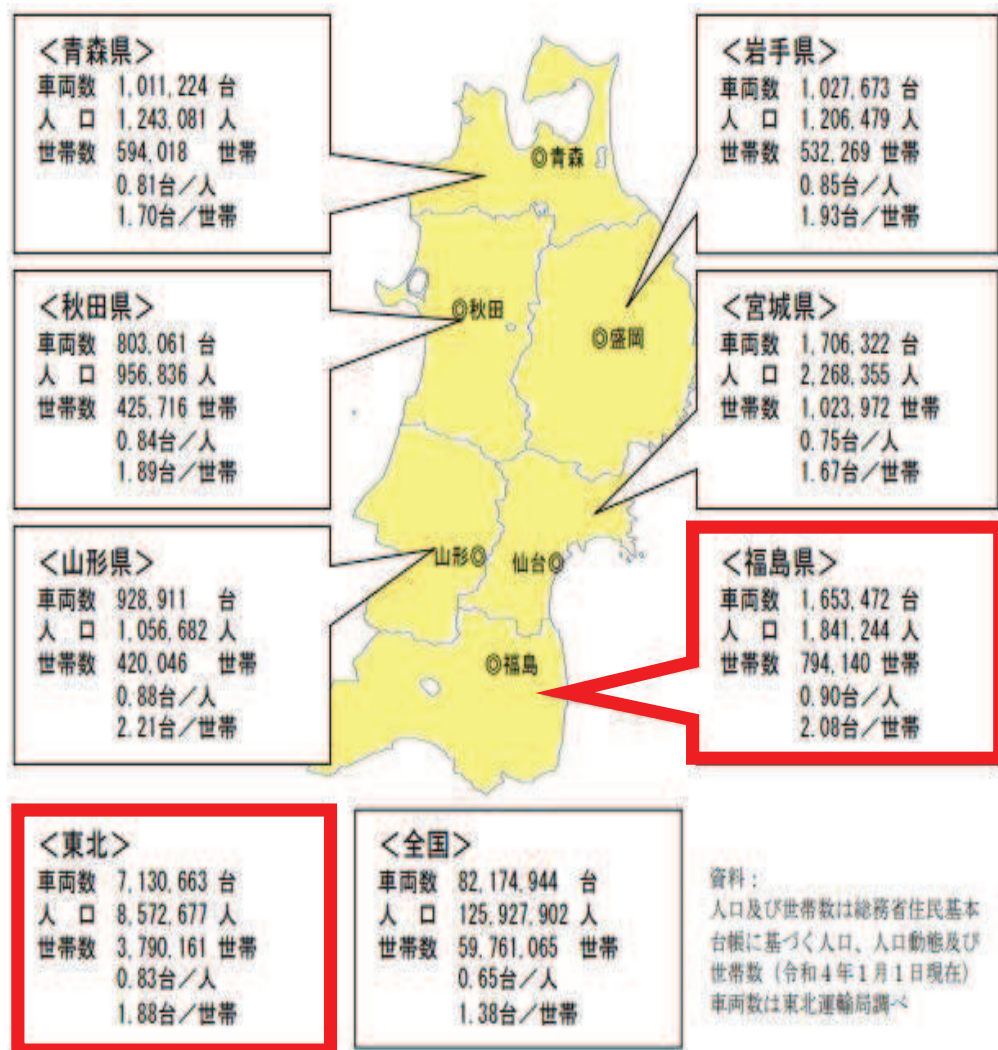
(出典：福島県統計年鑑、生活交通課調べ)

※福島県内の輸送人員

3. 福島県の公共交通の状況

(2) 自動車保有者の状況・広域道路ネットワークの計画

⇒ 福島県は東北平均を上回る自動車保有状況。広域道路の整備促進



(出典：東北運輸局HP)

(出典：福島県（土木部）HP)